

会議結果報告書

1	会議名等	令和5年度第1回茅ヶ崎市自立支援協議会代表者会議
2	日時	令和5年8月3日(木) 14時～15時30分まで
3	場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室2・3
4	出席者	<p>(委員)</p> <p>■柴田 勝一委員(特定非営利活動法人茅ヶ崎市障害者施設連絡会)</p> <p>□牧野 浩子委員(茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会)</p> <p>■高丸 やい子委員(茅ヶ崎市身体障害者福祉協会)</p> <p>■上杉 桂子委員(茅ヶ崎寒川地区自閉症児者親の会)</p> <p>□瀧井 正子委員(茅ヶ崎手をつなぐ育成会)</p> <p>■田島 淳一郎委員(茅ヶ崎・寒川町居宅介護事業所連絡会)</p> <p>■小木曾 清美委員(茅ヶ崎市・寒川町障害児者通所事業所連絡会)</p> <p>■柏木 雅彦委員代理 野毛 美穂(神奈川県立茅ヶ崎支援学校)</p> <p>□矢澤 園子委員(未就学児の相談のしくみ部会長)</p> <p>□棚橋 利恵委員(地域支援体制強化部会長)</p> <p>■高野 宏章委員(就労・生活支援部会長)</p> <p>■太田 英次郎委員(くらしの基盤強化部会長)</p> <p>■臼井 幹夫委員(当事者部会(カラフル)長)</p> <p>■濱田 盛厚委員(茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会)</p> <p style="text-align: right;">(■:出席、□:欠席)</p> <p>(各部会事務局担当者)</p> <p>譲原 充司氏(相談支援センターつみき)</p> <p>瀬川 直人氏、佐藤 右輔氏(地域生活支援センター元町の家)</p> <p>安田 のり子氏、加藤 郁子氏(生活相談室とれいん)</p> <p>田中 有希子氏(障害者生活支援センター)</p> <p>市障がい福祉課(当事者部会(カラフル)事務局)</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>佐藤 敏彦氏(湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター)</p> <p>(傍聴)</p> <p>松井 正志氏(湘南東部障害保健福祉圏域自立支援協議会会長)</p> <p>(自立支援協議会代表者会議事務局)</p> <p>市障がい福祉課</p>
5	会議資料	<p>次第</p> <p>茅ヶ崎市自立支援協議会 代表者会議委員名簿</p> <p>【資料1-1】茅ヶ崎市の障がい者の現状について(R4.4.1)</p> <p>【資料1-2】各サービスの利用状況(支給決定状況、月平均の人数)</p> <p>【資料2】障がい者虐待通報・相談受付状況(R4)</p> <p>【資料3-1】令和4年度 相談支援実施状況(相談支援センターつみき)</p> <p>【資料3-2】令和4年度 相談支援実施状況(地域生活支援センター元町の家)</p> <p>【資料3-3】令和4年度 相談支援実施状況(茅ヶ崎市社協障害者生活支援センター)</p> <p>【資料3-4】令和4年度 相談支援実施状況(生活相談室とれいん)</p> <p>【資料4-1】未就学児の相談のしくみ部会報告書(令和4年度第3回・令和5年度第1回)</p> <p>【資料4-2-1】就労・生活支援部会報告書(令和4年度第4回・第5回)</p> <p>【資料4-2-2】茅ヶ崎市自立支援協議会就労・生活支援部会2022年度障がい者就労体験実習実施アンケート</p> <p>【資料4-2-3】茅ヶ崎市自立支援協議会就労・生活支援部会2022年度 障がい者就労体験実習受入れに関するアンケート</p> <p>【資料4-2-4】第5回資料1 アンケート協力企業お礼文</p> <p>【資料4-3】くらしの基盤強化部会報告書(令和4年度第3回・令和5年度第1回)</p>

	<p>【資料4-4】地域支援体制強化部会報告書（令和4年度第1回情報提供のあり方ワーキング・令和4年度第2回医療的ケアワーキング・令和5年度第1回医療的ケアワーキング）</p> <p>【資料4-5】当事者部会報告書（令和4年度第4回・令和5年度第1回）</p> <p>【当日資料1】未就学児の発達相談から児童発達支援事業者に繋がるまでの流れ（フローチャート）</p> <p>【当日資料2】就労・生活支援部会報告書（令和5年度第1回）</p> <p>【当日資料3】基幹相談支援センターの設置運営法人と契約を締結（茅ヶ崎市記者発表資料）</p>
<p>6 議 題</p>	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（1）昨年度事業報告</p> <p>① 茅ヶ崎市障がい者の現状（【資料1-1】、【資料1-2】）</p> <p>② 障がい者虐待通報・相談受付状況【資料2】</p> <p>③ 相談支援事業所報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援センター つみき【資料3-1】 ・地域生活支援センター 元町の家【資料3-2】 ・障害者生活支援センター【資料3-3】 ・生活相談室 とれいん【資料3-4】 <p>（2）専門部会の活動報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の相談のしくみ部会【資料4-1】、【当日資料1】 ・就労・生活支援部会【資料4-2-1】、【資料4-2-2】、【資料4-2-3】 【資料4-2-4】、【当日資料2】 ・くらしの基盤強化部会【資料4-3】 ・地域支援体制強化部会【資料4-4】 ・当事者部会（カラフル）【資料4-5】 <p>（3）基幹相談支援センター設置について</p> <p>（4）その他</p>
<p>7 概要及び主な意見</p>	<p>1 開会</p> <p>事務局の障がい福祉課鈴木課長の司会により開会。次に、欠席連絡、オブザーバーの紹介や配布資料の確認を行った。さらに、今年度より委員の変更があり、茅ヶ崎市身体障害者福祉協会の高丸委員、茅ヶ崎市・寒川町障害児者通所事業所連絡会の小木曾委員より自己紹介及び挨拶を行った。その後、茅ヶ崎市自立支援協議会設置要綱第6条の規定により、議事進行を柴田会長が行った。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）昨年度事業報告</p> <p>① 茅ヶ崎市障がい者の現状（【資料1-1】、【資料1-2】）</p> <p>資料に基づき、市事務局より報告。</p> <p>② 障がい者虐待通報・相談受付状況（【資料2】）</p> <p>資料に基づき、事務局（市）より報告。</p> <p>（質疑応答）</p> <p>上杉委員：【資料1-1】の1. 人口と手帳所持者の障がい程度別の内訳の令和5年の知的障がい者の総数が1,835人と記載され、2. 障害支援区分認定状況の知的の4年度の総数が177人とあるが、この総数は、令和4年度に区分認定をされた人であるか？</p> <p>事務局：その通りである。4年度の欄に記載されているものは、令和4年度に審査会を開催し、障害支援区分（市）分が決定した人数になる。</p> <p>上杉委員：令和4年度以前から療育手帳を所持しかつ障害支援区分が決定している人は分かるか？</p> <p>事務局：今、手持ちの資料では確認が出来ないので、後日回答する。</p> <p>（市）（事務局で確認し、8月8日時点で、407人になる。）</p> <p>上杉委員：【資料2】の障がい者虐待通報について、養護者による虐待とあるが、その養護者への虐待の防止策について、事前の質問の回答では、介護の負担軽減を図るというものであったが、具体的にはどうということか？</p>

事務局：家族の負担軽減を図るために障害福祉サービスの短期入所を支給決定するなどが考えられる。状況（市）に応じてケースバイケースになると考えている。

上杉委員：実際に虐待が起きてしまったら、対象者を離さないといけないと思う。その際にきめ細やかな具体的な対応策があればよいのではと感じる。

次に、障害者福祉施設従事者による虐待についてだが、事前の質問の回答に改善計画や研修という内容があった。この改善計画や研修はどういった内容のものか？

事務局：改善計画については、施設全体か虐待を行った当事者に対する計画か、この場では詳細を申し上げ（市）難い。ただ、改善計画を提出してもらう場合は、対応策等を盛り込んだ内容を提出してもらうことを想定している。研修については、ケースバイケースにて対応する形を想定している。

上杉委員：希望としては、一度、虐待を行った当事者が、その後改善したかどうか確認する調査を実施してほしいと思っている。現状を把握しないで、入所をさせる親としては、心配であると思う、その辺を明確に出来れば良かったと思ひ質問をした。

③ 相談支援事業所報告（【資料3-1】、【資料3-2】、【資料3-3】、【資料3-4】）

資料に基づき、各部会事務局担当者より報告。

（質疑応答）

上杉委員：【資料3-2】のⅡ対応事業別の実績（2）障害者相談支援事業（内訳）（ク）上記以外の相談が540件が他の項目に比べて多いが、何か理由があるか？

事務局：精神障がいのある方で、日々の生活で不安になることを誰かに話したい、どこに相談したら分から（元町の家）ず、とりあえず元町の家相談しようとする方が多く、その相談を受けるため、多い件数になる。

上杉委員：【資料3-2】のⅡ対応事業別の実績（2）障害者相談支援事業（内訳）（オ）権利の擁護のために必要な援助について、相談件数が各相談支援事業所で違う。特に生活相談室とれいんは100件とかなり多い。また、（2）障害者相談支援事業（内訳）（カ）専門機関の紹介についても、相談件数が各相談支援事業所で違い、生活相談室とれいんは115件とかなり多い。これについて各相談支援事業所で数を計算する基準が違うのではないか？

事務局：基準については、契約時の仕様書に示している。各相談支援事業者は、その仕様書に記載された内（市）容をもとに判断している。ただ、相談の内容が（2）障害者相談支援事業（内訳）（ア）から（ク）のどこに当てはまるのか判断が難しいと事務局でも把握している。

上杉委員：では、生活相談室とれいんはどのように基準を設けて数を計上しているのか？

事務局：（2）障害者相談支援事業（内訳）（オ）権利の擁護のために必要な援助については、成年後見制（とれいん）度についての内容の相談が多い。例えば、成年後見センターなどの専門機関の紹介や実際にトラブルが起きた時に成年後見人等や関係機関と一緒に対応することなどが挙げられる。

上杉委員：（2）障害者相談支援事業（内訳）（カ）専門機関の紹介についてはどうか？

事務局：例えば、就労に関することであれば湘南地域就労援助センターなどである。他にも相談を受ける中（とれいん）で各々の専門機関を紹介している。

上杉委員：障害者生活支援センターは、（2）障害者相談支援事業（内訳）（カ）専門機関の紹介が0件だが、そこはどうか？

事務局：障害者生活支援センターは、内容にもよるが、相談の多くが（2）障害者相談支援事業（内訳）（ア）福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）と認識している。ただ、上杉委員からの話を聞いて、件数の計算方法について再度確認する必要があると感じた。

上杉委員：最後に一つ意見を言いたい。これは、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会でも同様に意見を述べたが、国の方では成人してからの強度行動障害にならないために、育ちの部分、家庭や家族支援が非常に重要であると聞いた。そのため、各相談支援事業所の得意分野があると思う。是非、その部分を意識して今後の相談を受けて欲しいと思う。

濱田委員：【資料3-2】Ⅰ 相談利用者の状況の障害種別で「高次能」と記載があるが、「高次脳」の誤りか？

事務局：ご指摘のとおり、記載誤りである。

（元町の家）

濱田委員：Ⅰ 相談利用者の状況の地域のその他が101人となっているが、具体的にはどういうところか？

事務局：茅ヶ崎市、寒川町以外の近隣市である。また、遠方の他県からもある。それが多いのは、転居した（元町の家）後も相談する場合や、遠方の他県から茅ヶ崎市に引っ越してくる場合の相談もある。さらに、茅ヶ崎市に元々実家があり、現在は他県に在住だが相談したいや本人は市内に在住で、ご家族、親戚が

他県に住んでおり相談したいという場合もある。

濱田委員：(2) 障害者相談支援事業(内訳)(エ)ピアカウンセリングが0件となっているがなぜか？
事務局：元町の家では、茅ヶ崎市から委託されているピアカウンセリングと神奈川県から委託されている(元町の家)ピアサポーターというものがある。元町の家では、ピアサポーターという活動を行っているため、ピアカウンセリングが0件である。

(2) 専門部会の活動報告について

未就学児の相談のしくみ部会

【資料4-1】、【当日資料1】に基づき、部会事務局担当者より報告

就労・生活支援部会

【資料4-2-1】、【資料4-2-2】、【資料4-2-3】 【資料4-2-4】、【当日資料2】
に基づき、部会事務局担当者より報告

くらしの基盤強化部会

【資料4-3】に基づき、部会事務局担当者より報告

地域支援体制強化部会

【資料4-4】に基づき、部会事務局担当者より報告

当事者部会(カラフル)

【資料4-5】に基づき、部会事務局担当者より報告

(質疑応答)

上杉委員：専門部会のメンバー構成について、茅ヶ崎市障害者団体連絡会は、メンバー構成の中に入れてほしいと打診をしたが入っていない。今後、サポートメンバーとして入る可能性があるかと事務局より言われたが、入っていない。その理由を説明してほしい。

事務局(市)：令和4年度から各専門部会の委員つきましては、それまでより実効性を高める目的で、メンバーを絞り、構成をしている。その中に、当事者部会(カラフル)が存在する。各専門部会で当事者の意見が必要となった場合、当事者部会(カラフル)に意見を求めて、出た意見を、各専門部会に反映できる仕組みを構築している。そのところで対応をしている。

上杉委員：当事者部会(カラフル)の中には発信することが難しい人もいる。発信が出来ない障がい者の代弁者として親を入れてほしいと打診をしたが、断られたことが過去にある。

様々な障がいのある子どもを持つ親御さんの意見も聞いて欲しい。今後は、外さないように対応をお願いしたい。

事務局(市)：上杉委員がおっしゃることはまさにその通りであると思う。今後、部会の目的に応じて、事務局としても当事者を入れることも検討していきたいと考えている。

(3) 基幹相談支援センター設置について

事務局(市)より【当日資料3】に基づき、説明

(質疑応答)

上杉委員：各自治体の基幹相談支援センターはカラーがある。茅ヶ崎市の基幹相談支援センターはどのような方針、内容で事業を行っているのか、今の段階で分かる範囲で教えて欲しい。

事務局(市)：業務内容としては、【当日資料3】3 主な業務内容に総合的・専門的な相談支援の実施(相談支援業務に携わる相談員等へのバックアップなど)、地域の相談支援体制の強化の取組(地域の相談機関等との連携や人材育成など)、権利擁護、虐待の防止と差別解消に関する取組(障がい特性への理解の促進など)と記載しております。基本的なスタンスとしては、直接、障がい者やその家族等が相談を受けるというものではなく、相談支援基幹や市内の障害サービス事業所等の職員のバックアップが出来ればと考えている。10月の開設前にもう少し具体的な取り組み内容をつめていきたいと考えている。

上杉委員：本日は、オブザーバーに湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター佐藤氏が出席している。今、事務局が説明した業務以外で何かあれていることがあれば、参考に教えていただきたい。

佐藤氏：基幹相談については、事務局が説明したところが主な部分である。藤沢市と寒川町においては、人

材育成に力を入れていこうと動いている。

上杉委員：地域の当事者やその家族として、基幹相談支援センターが設置されることでその人たちへのメリットは何か？

事務局（市）：基幹相談支援センターが設置されたことにより、短期間ですぐに変わるということは難しい。長い期間の中で、基幹相談支援センターが今の相談支援体制を整理していく立場として担っていただき、委託相談事業者や指定特定相談支援事業者に、当事者やその家族が相談しやすい体制の構築につながることを期待している。

(4) その他

- ・意思決定支援研修について

事務局（市）より説明。10月13日（金）に開催予定。

- ・市内障害福祉サービス事業所交流会について

事務局（市）より説明。事業所同士顔が見えないという課題があり、その課題解消のため交流会を開催し、横のネットワークづくりに生かせればと思い企画している。12月8日（金）に開催予定。

- ・第2回茅ヶ崎し自立支援協議会代表者会議について

事務局（市）より説明。令和6年1月18日（木）14時からになる。日程が近くなったら、事務局より出席の連絡をする。

- ・情報提供（講演会）について

上杉委員より、9月9日（土）午後1時30分から相模原市で開催される講演会の説明を行った。

- ・相談支援事業所促進事業（相談支援事業セミナー）について

湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターの佐藤氏より事業の概要と8月8日に藤沢市の神奈川県藤沢合同庁舎にてセミナーを開催される内容の説明を行った。

以上

令和5年8月3日作成